

川越市家庭訪問型子育て支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成27年5月27日市長決裁。以下「実施要綱」という。）に基づき、育児不安等を抱えた未就学児を持つ家庭に対し、研修を受けた地域の子育てボランティアが訪問し、傾聴と協働による子育て支援（以下「支援活動」という。）を行う家庭訪問型子育て支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オーガナイザー 未就学児を持つ保護者の育児不安の状況、未就学児の発育状況、家庭の生活状況等を把握し、当該家庭に適した支援活動の計画及び調整を行うとともに、当該支援活動の目的及び効果を評価し、事業を統括する者をいう。
- (2) ホームビジター 訪問による支援活動を行うボランティアをいう。
- (3) 事業者 事業の全部又は一部を受託し、事業を実施する社会福祉法人等をいう。

(オーガナイザーの要件)

第3条 オーガナイザーは、その職務に係る知識及び技能を有するものとする。

(ホームビジターの要件)

第4条 ホームビジターは、子育て経験があり、心身共に健康で、事業の趣旨を十分に理解し、ホームビジター養成講座を修了した者とする。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、川越市とする。ただし、市長が適切な事業運営を行うことができると認めた社会福祉法人等へ次に掲げる事業の全部又は一部を委託することができる。

- (1) オーガナイザー及びホームビジターの募集、登録及び管理に関すること。
- (2) オーガナイザー及びホームビジターの養成及び研修に関すること。
- (3) 利用希望者からの申込み受付に関すること。

- (4) ホームビジターの派遣決定から派遣終了までの事務に関すること。
- (5) 事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業に係る活動計画、報告等の作成及び提出に関すること。
- (7) 事業の広報に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(事業の実施)

第6条 本事業は、特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンにおける家庭訪問型子育て支援ホームスタートの方式により実施する。

(利用対象者)

第7条 本事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 川越市に住民登録を有する者
- (2) 身近に相談できる人がいないなど、支援を受けることが適当と判断される未就学児を持つ保護者

(活動内容)

第8条 ホームビジターが行う支援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 育児不安等に対する傾聴及び助言
- (2) 近隣への買物及び公園、子育て支援拠点施設等への外出に付き添う支援
- (3) 食事の準備、洗濯及び掃除等の家事を協働して行う支援
- (4) 未就学児の世話その他育児に関することを協働して行う支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支援

(利用回数及び時間)

第9条 利用対象者が支援活動を受けられる回数は、同一世帯について概ね1週間に1回とし、4回を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 ホームビジターが支援活動を実施する時間は、1回の支援活動につき2時間程度とする。

(事業の申込)

第10条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、川越市家庭訪問型子育て支援事業利用申込書（様式）を市長に提出するものとする。

（費用負担）

第11条 利用者の費用負担は、無料とする。ただし、ホームビジターが生活必需品の買物、その他の有償の支援を行った際の費用や、移動のため公共交通機関等を利用した際の交通費等は、利用者が負担するものとする。

（記録の整備）

第12条 市長（事業を委託している場合は、事業者）は、本事業の適正な実施を確保するため、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

（守秘義務）

第13条 事業に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た当該利用者及び利用者の家庭の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（虐待の通告等）

第14条 事業に従事する者は、虐待又は暴力を受けたと思われる子ども又は保護者を発見した場合には、速やかに市長に通告し、当該子ども又は保護者の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による通告を受けたときは、当該通告をした者が不利益な取扱いを受けないよう留意しなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 市長（事業を委託している場合は、事業者）は、事業の実施により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、速やかに市長に連絡を行うものとする。

2 市長（事業を委託している場合は、事業者）は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。

3 市長（事業を委託している場合は、事業者）は、事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（関係機関との連携）

第16条 市長（事業を委託している場合は、事業者）は、事業の円滑な実施を図るため、川越市総合保健センター等の関係機関との連携を積極的に図ることとする。

（報告及び調査等）

第17条 市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員に記録その他必要書類の調査をさせることができる。さらに、その調査をもとに市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（不正利得の徴収等）

第18条 市長は、利用者が、偽りその他の不正の手段によって事業を利用したとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該事業の実施に要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

川越市家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）利用申込書

(提出先)

川越市長

川越市家庭訪問型子育て支援事業の利用について、次のとおり申請いたします。

※ 太枠内をご記入ください。

ふりがな			
氏名(続柄)	()		
住所	〒		
電話	() —		
未就学児の 氏名・生年月日		H・R	年 月 日
		H・R	年 月 日
		H・R	年 月 日
現在の状態	産前 ・ 産後		
利用希望理由			

私は、川越市家庭訪問型子育て支援事業を通じて提供した個人情報について、子育て支援の実施に必要な範囲内で関係機関と情報共有することに同意します。

署名欄

※ 管理者記入欄

利用者ナンバー		初回訪問日	R	年	月	日
OGナンバー		OG名				